

西尾市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について原案反対討論

\*\*\*\*\*

私は、本議案「西尾市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の制定について」に対して、段階的削減をせず、本条例の施行と同時に、改正内容の通りに削減すべきとの理由で反対をします。

本条例改正では、第2条第6項について「100分の180」を「100分の150」に改めるとしていますが、附則において、平成25年度は「100分の170」、また、26年度に「100分の159」と段階的な削減としようとするものです。

私は、本条例についても、改正本則通りに引き下げるべきと考えます。教育長の勤務は厳しいものではありませんが、やはり、特別職員であります。

今回の理由にあるように、社会情勢に即するためであるならば、附則は必要ないと考えます。以上、私の反対討論といたします。